

宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金交付要綱の概要

1. 改正の基本的な考え方

宮崎市災害危険区域に関する条例における、災害危険区域内での建築の制限に伴う既存住宅の改築等に助成を行うことにより、災害に強いまちづくりの早期実現を図る

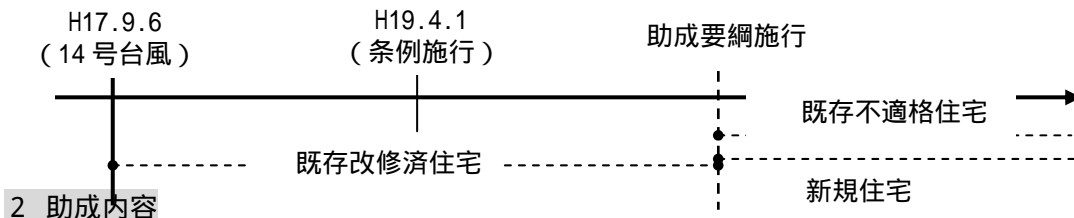
2. 改正の具体的内容

1 助成対象住宅

助成要綱施行の際現に存する建築物のうち、条例に定める設定水位以下に居住室を有する専用住宅、併用住宅（「既存不適格住宅」）

H17.9.6 から要綱施行日の間に、設定水位以下にある居住室床面を設定水位以上にするために必要となる工事を既に行った専用住宅、併用住宅（「既存改修済住宅」）

助成要綱の施行日以降、上記を除き、当該区域内に新たに建築される専用住宅、併用住宅（「新規住宅」）



2 助成内容

内容等	助成対象費		
	測量費	解体費	改修費（敷地、住宅かさ上げ等）
既存不適格住宅			
既存改修済住宅			
新規住宅			

3 助成費

助成対象費の総額の1/2（ただし、100万円限度）

3. 施行期日

公布の日とする。

（参考）条例における建築制限

対象建築物	制限内容
住宅、共同住宅、寄宿舍、寮等 「病室」を持つ病院、診療所 「寝室」を持つ児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 左記建築物の居間、寝室等の「居住室の床面」は、設定水位より上に設けること。 建築に際しては、市長認定を要する。

